公衆浴場営業許可申請の手続きのご案内

公衆浴場を営業される場合は、施設の所在地を管轄する保健所長の許可が必要です。

事前相談

施設が完成した後でも、施設基準に合致していない場合は修繕が必要となることがあります。手続きをスムーズに進めるために、施設の工事前に設計図面等を保健所に持参して、事前にご相談ください。

申請書の提出

営業開始の２週間前を目安に申請書に添付書類と手数料を添えて提出してください。

① 公衆浴場営業許可申請書（手数料２２，３００円）

② 構造設備が「公衆浴場設置の基準等に関する条例」に規定する基準に適合する旨を具体的に記載した書類（参考様式：公衆浴場の構造設備の概要）

③ 施設を設置しようとする土地または建物が他人の所有の場合、所有者の承諾書

④ 敷地の周囲の見取り図
（周囲３００ｍの範囲内の主要道路・建築物を表示し、隣接する浴場との最短距離を実測記入したもの）

⑤ 施設の平面図・断面図

⑥ 管理者を置く場合は、管理者の承諾書

⑦ 定款または寄付行為の写し（法人のみ）

⑧ 登記事項証明書（法人のみ）

⑨ 水道水以外の湯水を浴用に使用する場合、水質基準に適合していることを示す書類

⑩ 建築確認済証の写し

⑪ 消防設備等検査済証または消防法令適合通知書の写し

提出された書類に不備がなければ正式に受理します。

施設が営業可能な状態になり次第、日程を調整し、許可査定に伺います。

（裏面につづく）

水道水以外の湯水を浴用に使用する場合の水質基準

項目	基準
1　色度	５度以下であること。
2　濁度	２度以下であること。
3　水素イオン濃度指数（pH）	5.8 以上 8.6 以下であること。
4　有機物（全有機炭素（ＴＯＣ）の量）又は過マンガン酸カリウム消費量	有機物にあっては３mg/L 以下、過マンガン酸カリウム消費量にあっては10mg/L 以下であること。
5　大腸菌	検出されないこと。
6　レジオネラ属菌	10CFU/100mL 未満であること。

問い合わせ先
八幡浜保健所　生活衛生課　生活衛生係
〒796-0048
愛媛県八幡浜市北浜一丁目３番 37 号
ＴＥＬ：0894-22-4111（内線 309）
ＦＡＸ：0894-22-0631